

アルプス福社会 SNS運用指針

1、目的

本指針は、アルプス福社会（以下「法人」）の Instagram、Facebook 等の SNS（以下「法人 SNS」）運用に関する事項について定める。

2、基本方針

法人 SNS は法人理念に基づき、社会に対し、法人事業と障がいのある方の地域生活を即時に広く発信してその理解増進をはかること、および、誰もがあたりまえにくらせる社会の実現に寄与することを目的として行う。

3、運用主体

法人 SNS は、法人広報部会が運用する。

広報部会は、常務理事を責任者とし、法人本部担当者と各事業所担当者と構成する。

4、運用方法

（1）運用アカウント koho_alps（Instagram、Facebook）

SNS アカウントのパスワードは、法人広報部会責任者が管理し、第三者への共有は禁止する。

（2）掲載内容 掲載は、法人 SNS の目的に沿って行う。

- ①各事業所の活動の様子、イベントなどのトピックス
- ②法人事業内容、ホームページに掲載している情報
- ③その他、法人が必要であると判断した情報

（3）掲載記事作成のルール

- ①記事の作成に職員の個人携帯電話は使用しない。
- ②記事作成、投稿は業務時間内に行う。

（4）投稿手順

①各事業所の広報担当者の手順

ア、掲載記事を各事業所で適時に作成する。

- ・作成した記事の内容が禁止行為（別記）に該当していないかを、複数の職員で確認する。
- ・件名に「Instagram投稿記事」と明記する。
- ・文章（キャプション・ハッシュタグ）をメールにじかに書く。
- ・画像・動画をメールに添付する（Word・Excel・PDF などの書類ファイルは不可）

イ、アルプス福社会広報用 G メールに記事を送信する(kohoalps@gmail.com)

②本部担当者の手順

- ・事業所からの記事を、随時、投稿する

5、個人情報の取り扱い

（1）個人情報の取り扱いは、アルプス福社会「個人情報保護・管理規定（2019年10月1日施行）」を遵守する。

（2）記事に掲載する人物の顔写真等は、利用者・職員ともに掲載同意を得られた方のみとする。

掲載同意は、利用者は各事業所で毎年 1 回文書で確認する。職員は 1 回文書で確認し変更時は自己申告とする。

なお、掲載同意に変更があった場合、利用者、職員ともに申出があった日から適用する（さかのぼって適用はしない）。

また、掲載同意が不明確な場合は、その都度確認する（または、掲載しない）。

6、投稿の禁止行為

以下のいずれかに該当するものは投稿を禁止する。以下に該当しないかを投稿前に複数の職員で確認する。

また、投稿後でも禁止行為に該当すると判断した場合、事前に連絡なく削除することがある。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれのあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的としているもの
- (4) 他者の基本的人権、肖像権、著作権、プライバシー等を侵害するもの
- (5) 法人と全くなかかわりのない個人・団体などの広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等を差別または差別を助長させるもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) 法人が発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (14) 法人が発信する内容に関係ないもの
- (15) 使用するメディアが定める不正行為に該当するもの
- (16) その他、法人が不適切と判断するもの

7、免責事項

- (1) 法人 SNS 掲載情報の正確性については万全を期しますが、法人はユーザーが法人 SNS の情報を用いて行う一切の行為について責任を負うものではありません。
- (2) 法人は、ユーザーにより投稿された法人 SNS に対する「いいね」等について一切責任を負いません。
- (3) 法人は法人 SNS に関連して、ユーザー間、又はユーザーと第三者間でトラブル、紛争、損害が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- (4) コメント等の投稿にかかる著作権等は当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもってユーザーは法人に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する（加工、抜粋、複製、公開、翻訳などを含む）権利を許諾したものとし、かつ、法人に対し著作権等を行使しないことに同意したものとみなします。

8、知的財産権について

- (1) 法人 SNS の内容に関する知的財産権は、法人又は原作者に帰属する。
- (2) 「私的使用目的の複製」や「引用」等、著作権法上認められた行為を除き、法人に無断で転載等を行うことはできない。
なお「引用」等を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示すること。

9、コメント・問い合わせ対応

- (1) 法人 SNS アカウントを通じた外部からのコメントは、原則、受け付けない。
- (2) 外部から直接寄せられたコメントについては、基本的に感謝を伝える姿勢で対応する。
同時に、疑問、誹謗中傷等については、広報部会責任者に報告し、適切に対応する。

10、指針の周知、改善

- (1) 本指針は、法人ホームページに掲載する。また、全職員に周知する。
- (2) 広報部会で定期的に本指針の活用状況を共有し、より良い社会への発信に向けて、必要な改善を行う。

11、適用 本指針は、2025年10月1日から適用する。